

第 1 3 4 回船橋市開発審査会会議録

(令和 7 年 4 月 1 7 日作成)

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 1 6 日 (水)
午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 0 0 分
2. 開催場所 船橋市役所 職員研修所 6 階 6 0 2 研修室
3. 出席者
(1) 委員 櫻井会長、大辻会長職務代理者、田中委員、寺木委員、豊田委員
(2) 事務局 木村建築部長、京極課長、秋間課長補佐、山口課長補佐、
田久保総務係長、高橋主任主事、貝塚主事
4. 欠席者 なし
5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
第 1 号議案 船橋市開発審査会長の選出について【公開】
第 2 号議案 船橋市開発審査会長職務代理者の指名について【公開】
6. 傍聴者数 0 人
7. 決定事項 第 1 号議案は、櫻井慎一委員（建築）が会長に選出された。
第 2 号議案は、大辻寛人委員（法律）が会長職務代理者に選出された。
8. 議 事 別紙「第 1 3 4 回船橋市開発審査会議事録」の通り
9. 資料・特記事項
第 1 号議案書
①船橋市開発審査会委員名簿
第 2 号議案書
- 1 0. 会議録署名委員 大辻委員、田中委員
- 1 1. そ の 他 次回の開催予定について

1 2 . 問 い 合 わ せ 先

船橋市建築部宅地課内 船橋市開発審査会事務局
(電話：0 4 7 - 4 3 6 - 2 6 9 5)

別紙「第 1 3 4 回船橋市開発審査会議事録」

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、只今から第 1 3 4 回船橋市開発審査会を開催させていただきます。

本日は、船橋市開発審査会の 1 2 期目の最初の会議になります。

まず、会議に入ります前に宅地課長より職員のご紹介をさせていただきます。

【事務局】

本日は、ご多忙のところお集まり頂きありがとうございます。

4 月 1 日の人事異動により、職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

4 月 1 日より宅地課長に着任致しました京極です。

課長補佐の山口です。

総務係の貝塚です。 よろしくをお願いします。

【事務局】

それでは、会議に入らせて頂きます。

本日は、第 1 号議案「船橋市開発審査会長の選出について」、第 2 号議案「船橋市開発審査会長職務代理者の指名について」の 2 議案となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議の公開・非公開の別についてではありますが、船橋市情報公開条例第 2 6 条並びに船橋市開発審査会運営要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき公開となります。

なお、本日の傍聴人はおりません。

次に、会議の成立について確認させていただきます。

本日は、5 名の委員のご出席となりますので、船橋市開発審査会条例第 5 条第 2 項の会議成立要件を満たすことから、本審査会が成立したことを確認いたしました。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本審査会は、船橋市開発審査会条例第 5 条第 1 項の規定により会長が議長となることになっておりますが、1 2 期目の最初の審査会でありますので、会長が選任されるまでの間、恐れ入りますが、建築部長が仮議長として、議事の進行をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

【事務局】

それでは、ご承諾を頂きましたので、よろしくお願いいたします。

【仮議長】

それでは、会長が選任されるまでの間、仮議長として、議事の進行を務めさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「船橋市開発審査会長の選出について」、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第1号議案についてご説明させていただきます。

第1号議案

議案名 「船橋市開発審査会長の選出について」

内容 会長を委員の互選により定めるものである

理由 船橋市開発審査会条例第4条第1項の規定による

第1号議案につきましては、船橋市開発審査会条例第4条第1項に「会長は委員の互選により定める」と規定されていることから、第1号議案「船橋市開発審査会長の選出について」を提出するものです。

以上が第1号議案の説明になります。

【仮議長】

只今事務局から説明がありましたが、第1号議案について、互選の方法は推薦の方法でいかがでしょうか。

(承諾の返事あり)

【仮議長】

ご異議がないようですので、推薦に移りたいと思います。

委員の皆様方、ご推薦のほうよろしくお願いいたします。

【田中委員】

私の方から、よろしいでしょうか。

私としては、引き続き櫻井委員に会長をお願いしたいと思います。櫻井委員を推薦いたします。

【仮議長】

ありがとうございます。

櫻井委員に会長をお願いしたいということで、ご推薦がありましたが、櫻井委員を会長に選任する、ということよろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

【仮議長】

それでは、櫻井委員に引き続き会長をお願いしたいと思いますが、櫻井委員、お

引受け頂けますでしょうか。

【櫻井委員】

はい、謹んでお引受けしたいと思います。よろしくお願いします。

【仮議長】

それでは、櫻井委員にご承諾頂きましたので、第1号議案について、櫻井委員を会長に選任することと決定いたします。

仮議長の職は、これをもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。

それでは、会長が選任されましたので、櫻井会長に議長をお願いしたいと思います。ご就任のご挨拶と以後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【櫻井会長】

それでは僭越とは存じますが、ご推薦を頂戴しましたので会長を引受けさせて頂き、本審査会の運営に尽力したいと思いますので、委員の先生方、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事を進行して参りますので、よろしくお願いします。

第2号議案の「船橋市開発審査会長職務代理者の指名について」に進ませて頂きます。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2号議案についてご説明させて頂きます。

第2号議案

議案名 「船橋市開発審査会長職務代理者の指名について」

内容 会長の職務を代理する委員を会長があらかじめ指名するものである

理由 船橋市開発審査会条例第4条第3項の規定による

第2号議案につきましては、船橋市開発審査会条例第4条第3項に「会長の職務代理者は会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されていることから、第2号議案「船橋市開発審査会長職務代理者の指名について」を提出するものです。

以上が第2号議案の説明になります。

【櫻井会長】

只今事務局からご説明頂きましたとおり、会長の職務代理者は会長があらかじめ

指名することになっております。

つきましては、引き続き大辻委員にお引受け下さればと思いますので、職務代理者として大辻委員を指名させて頂きたいと思います。

大辻先生、お引受け頂けますでしょうか。

【大辻委員】

お引受けいたします。

【櫻井会長】

ありがとうございます。

それでは、大辻委員にご承諾頂きましたので、第2号議案について、大辻委員を会長職務代理者としてと決定いたします。大辻委員よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議案は全て終了となりましたが、船橋市開発審査会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、本日の審査会の会議録署名委員を大辻委員と田中委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(承諾の返事あり)

【櫻井会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に次回の審査会の開催について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、次回の開催についてご説明させていただきます。

現時点において、処分庁より提出されている案件はございませんので、5月の通常審査会は非開催となります。

なお、6月以降の審査会については、決まり次第、開催通知等の連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【櫻井会長】

はい。今ご説明のとおり、5月の審査会は無し。

6月以降の審査会については、決まり次第事務局からご連絡を頂けるという事ですので、よろしくお願いいたします。

それでは他になければ、本日の開発審査会はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございます。